

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請 提出書類の省略について

※省略を希望される方は必ずお読みください。

小児慢性特定疾病の医療費助成の申請にマイナンバー(個人番号)を記入することで一部書類の提出が省略可能となる場合があります。

提出書類の省略を希望される方は、必ずご一読いただきますようお願いいたします。



【マイナンバーを活用した小児慢性特定疾病医療費支給認定申請について】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、小児慢性特定疾病の申請において、マイナンバー情報連携を行うことが可能とされています。

これにより、申請書(世帯調書)にマイナンバーを記入いただくことで、一部書類の提出を省略することが可能な場合があります。

提出書類を省略して申請される方は、必要な方全員分(支給認定基準世帯員※)のマイナンバーを申請書(世帯調書)にご記入ください。※詳しくは裏面を参照ください。

1 省略可能な書類について

以下の書類について、提出が省略可能な場合があります。

○公的医療保険の資格情報が確認できる資料

2 提出書類の省略が可能な対象者について

【公的医療保険の資格情報が確認できる資料】

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

○更新申請以外の申請・届出をする方

○DV(ドメスティックバイオレンス)や虐待の被害者でない方(支給認定基準世帯員を含む)

○本人及び支給認定基準世帯員(詳しくは裏面参照)のマイナンバーを正しく記入している方

3 マイナンバーの記入が必要な方（支給認定基準世帯員）について

申請書(世帯調書)に患者本人を含む支給認定基準世帯員全員分のマイナンバーを記入ください。

○支給認定基準世帯とは・・・

住民票上の世帯とは異なり、患者と同じ医療保険に加入している方の範囲を指します。(住民票上、同じ世帯であっても、加入している医療保険が異なる方は支給認定基準世帯には含みません。)

患者が加入している医療保険の種類	支給認定基準世帯員の範囲
国民健康保険 (市町村国保、国民健康保険組合)	患者本人 + 患者と同一の保険加入者全員(記号・番号が同じ)
被用者保険 (全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、船員保険 など)	患者本人 + 被保険者

4 提出書類の省略に係る注意事項について

○支給認定基準世帯員のマイナンバーは、間違いがないよう申請書(世帯調書)に記入願います。

○申請書(世帯調書)に記入したマイナンバー等に誤りがあった場合、マイナンバー情報連携による情報の取得(情報照会)が行えないため、後日、書類の提出を求める場合があります。

○情報照会の結果、提出書類の省略ができない方であることが分かった場合についても、後日、書類の提出を求める場合があります。

○情報照会には日数を要します。そのため、提出書類を省略した場合、書類を提出いただく場合に比べ、受給者証交付までに時間がかかる可能性があります。

5 対象範囲の段階的拡充について

長野県では申請者の利便性向上のため、マイナンバー情報連携を推進してまいりますが、上記4に記載のとおり、情報照会には日数を要し、受給者証交付までに時間がかかる可能性があります。

特に、小児慢性特定疾病医療費支給認定業務の更新申請は、申請件数が多く、更に時間がかかることが予想されます。

長野県としましては、申請者の皆様に更新された受給者証を遅延なくお手元にお届けするため、当面の間、更新申請については、提出書類省略の対象外とし、引続き書類の提出にご協力をお願いいたします。今後段階的に対象範囲を拡充していくよう検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

